

令和6年度第2回  
荒川区子ども・子育て会議

《 議 事 要 録 》

日時：令和6年11月8日（木）午後3時30分～午後4時53分  
会場：サンパール荒川 第7集会室

佐藤会長

皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまより令和6年度第2回荒川区子ども・子育て会議を開催させていただきます。

皆様方におかれましては、大変ご多忙の中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。本日の司会進行も私、会長の佐藤が務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員名簿及び席次表は席上に配付してございます。適宜ご参照ください。本日は、出席者15名、欠席者7名となっております。

それから、これは毎度のことでございますが、会議録を作成させていただく都合上、会議を録音させていただきますことをご了承いただければ幸いです。会議録につきましては、委員の皆様にご確認いただいた後、会議資料とともに区のホームページに掲載させていただきます。

それから、荒川区子ども・子育て会議運営要綱に基づきまして、本会議は傍聴を許可してございますが、傍聴の方はいらっしゃらないということで、このまま進めさせていただきます。

では、早速、本日の議事に入りたいと思います。次第に沿って進めてまいります。次第をご準備ください。

まずは議事1「令和7年度認可保育所等の利用定員について」、事務局よりご説明をお願いいたします。

櫻井保育課長

資料に基づきましてご説明させていただきます。

まず、令和7年度の認可保育所、施設数は66園となります。総定員数につきましては、おめくりいただきまして、右下の数字、6,001名です。

続きまして、次のページ、令和7年度の認証保育所の数は、7園、総定員数は146名です。そして、その下段、令和7年度の家庭福祉員、いわゆる保育ママですが、総人数が13名、定員の総人数は40名となる予定です。

簡単ではありますが、説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

佐藤会長

ありがとうございました。今、ご説明いただきました議事1は以上で終了とさせていただきます。質疑応答は、後ほどまとめて時間を取らせていただきます。

続きまして、議事2「令和7年度幼稚園等の募集人数について」、事務局よりご説明をお願いいたします。

本木子育て支援課長

資料2「令和7年度幼稚園等募集人数一覧」につきましてご説明をさせていただきます。

まず1番の区立幼稚園等につきましては、3歳児の枠で合計135名となっております。

4歳、5歳の募集人数につきましては、定員に対する空き人数です。全体で368人の募集の定員となっています。

2の私立幼稚園等につきましては、3歳児の枠は表の募集人数となっています。また、4歳、5歳児については区立幼稚園と同様、定員に対する空き人数の募集となっています。全体の募集定員は、352名となっています。詳細につきましては、本日配付しております資料の中に幼稚園のご案内等がありますので、ご確認ください。

簡単ではありますが、説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

佐藤会長

ありがとうございました。続きまして、議事3「荒川区子ども家庭総合センター（児童相談所業務）の運営状況について」、事務局よりご説明をお願いいたします。

佐藤子ども家庭総合センター副所長

資料3の冊子をご覧ください。ページ数が多いので、ポイントを絞ってご説明させていただきます。

まず、1ページから17ページにつきましては、荒川区の人口の推移、子ども家庭総合センター設置の経緯などを記載しております。これについては後ほどご確認くださいと思います。

19ページをご覧ください。荒川区子ども家庭総合センターの事業概要になります。全国と東京都の児童相談所の相談受理件数を記載しております。令和5年度の件数につきましては、現時点で未公表になっていますので、令和4年度までの数字がグラフになっています。全国的にも、また東京都として見た状況としても、過去の推移から全体的に増加傾向といった状況が見られます。

ページを1枚おめくりいただきまして、20ページ、21ページをご覧ください。21ページに荒川区の相談受理件数を記載しております。荒川区の相談受理件数につきましては、令和5年度1,228件となっています。こちら増加の傾向で推移しております。前回7月の子ども・子育て会議の際に内訳等の詳細は説明させていただきましたので、本日は割愛をさせていただきます。

それから、少しページが飛びまして、30ページ、31ページをお開きください。こちらには社会的養育の状況を記載しております。右側の31ページの上の表になりますが、里親の登録数を記載しております。里親の登録数につきましては、荒川区に児童相談所ができたことにより、区民の皆さんにも関心が高まり、登録数が徐々に増えております。

また、1枚おめくりいただきまして、33ページのショートステイ事業につきましては、保護者の病気、育児疲れ、また看護疲れ等により一時的にお子さんの養育が困難な場合に利用いただける事業となっております。レスパイト的にショートステイを利用して保護者の育児負担の軽減を図ることで、虐待の未然防止につながると考えております。

ショートステイの実績につきましては、33ページの下の方に記載がありますけれど

も、利用実績は増えてきております。

また1ページおめくりいただきまして、34ページの隣に統計資料と書かれてございます。こちら以降につきましては、様々な相談実績等の詳細を記載しております。少しページ数が多いので、後ほどお時間のあるときに参考にご確認ください。

説明は以上になります。よろしく願いいたします。

佐藤会長

ありがとうございました。では、議事3は以上とさせていただきます。

続きまして、議事4「第2期荒川区子ども・子育て支援計画事業の実施状況について」、事務局よりご説明をお願いいたします。

本木子育て支援課長

資料4をご覧ください。第2期の子ども・子育て支援計画は、令和2年度から令和6年度の5か年の計画となっております。本年度は5年目、最終年度となり、このたびの報告においては、令和5年度の状況についてご報告させていただきます。

全体を通して言えますことは、令和2年度、3年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴いまして、区の事業が一部休止または縮小するなどの対応がありまして、掲載事業で実績数が2年度、3年度においては大きく減っていたもの、または未実施がありましたが、コロナ禍が落ち着き始めました令和4年度から実績数が全体的に上昇し始め、5類に分類された5年度には実績がより回復している状況です。

掲載事業につきましては、147の事業がありますので、主なものについてご説明いたします。

まず1ページ目の基本目標1「妊娠期からの切れ目ない支援強化による養育環境の整備と生涯を通じた健康づくり」の施策1-1「妊娠・出産期の支援の充実」の体系コード1-1-2、「出産・子育て応援事業」をご覧ください。

こちらは昨年度実施率が92.9%となっております。令和5年3月から面接を受けられた方に出産応援ギフト等の配付をし、経済的支援を開始したこともありまして、令和5年度は面接率が増加しております。

1枚おめくりいただきまして、3ページの1-1-8「産後ケア事業」は、サービスは3形態ありますが、いずれも増えております。産後ケアニーズがもともとあるところに、制度の認知度の高まりや新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことが利用日数の増加につながったものと考えられます。

少し飛びまして、7ページをお開きください。施策1-2「子育て力発揮のための支援」の1-2-1「子育て支援情報の提供」につきましては、平成30年からスマートフォン用子育て支援アプリの『あらかわすくすく子育てアプリ(母子モ)』を活用し、区の子育て支援情報を配信しておりますが、認知度が高まってきており、アプリの登録者数は確実に増えてきています。

また、10ページをご覧ください。1-2-15「子育て短期支援事業（ショートステイ）」につきましては、令和4年度は区外の児童養護施設で実施しておりましたが、令和5年度から新規開設しました区内の児童養護施設での実施となり、利便性が高まったことから利用日数が増加したものと考えております。

12ページをご覧ください。基本目標2の「児童虐待の予防と子どもの権利擁護」施策2-1「児童相談体制の充実による虐待防止」につきましては、先ほど子ども家庭総合センターから実績報告等がありましたので、そちらをご参照ください。

続きまして、14ページをお開きください。施策2-2「子どもの権利擁護・意識の醸成」につきましては、荒川区議会の提案により、昨年度4月から荒川区子どもの権利条例が施行されております。条例の施行を受け、ここには記載ありませんが、周知啓発の活動として、これまで講演会やパネルの展示などを通じた取組を行っており、体系2-2-1「子どもの権利擁護相談事業」においては、「あらかわ子どもほっとらいん」を令和5年10月に開設し、子どもの権利侵害に関わる相談を受け、解決の手助けを行っているところです。

続きまして、15ページをお開きください。基本目標3「子育て家庭を支える基盤の整備と質の向上」です。施策3-1「幼児教育・保育の充実と質の向上」につきましては、前回の子ども・子育て会議におきまして、幼稚園、保育園等の本年度の就園状況等をご報告させていただきました。今後、幼児教育・保育の質を維持・向上していくため、幼稚園、保育所等の支援をしていく必要があると考えております。

続きまして、19ページをお開きください。体系コード3-1-13「幼児教育・保育の指導及び質の向上」につきましては、令和5年度から保育園の巡回体制を強化したことにより実施件数が増えています。

21ページをお開きください。体系コードで3-2-6「ゆいの森あらかわにおける一時預かり」につきましては、コロナ禍において受入定員等の制限を実施しておりましたが、5類移行に伴い利用の制限を撤廃したことや、ゆいの森あらかわの来館者数の増加により、利用人数が大幅に増えております。

少し飛びまして、25ページの基本目標4「子どもの生きる力と活動の支援」、施策4-2「成長と活動の場と機会の充実」についての体系コード4-2-1「自然まるかじり体験塾」をご覧ください。こちらは、令和2年度にはコロナ禍で中止していたものを令和3年度から再開しております。また、コロナ禍以前は農家さんのお宅でホームステイ的に実施しておりましたが、現在は日帰りに変更しております。

続きまして、28ページをご覧ください。基本目標5「支援が必要な子ども・家庭への支援」につきましては、様々な理由で支援を必要とするお子さんに支援を届ける施策に取り組んでおります。

29ページの上段5-1-5「スクールソーシャルワーカーの配置」につきましては、

令和5年度からスクールソーシャルワーカーを各中学校に配置し、10名体制にしたことにより、総件数は増加したものの、相談員1人当たりの相談件数が減少しております。

31ページをご覧ください。施策5-2「社会的養護体制の充実」におきましては、令和5年4月に荒川八丁目に児童養護施設が開設し、また、体系5-2-3、児童養護施設等退所後の自立支援につきましては、児童養護施設等を退所した後、社会に出て自立することへの支援、いわゆるケアリーパー支援について令和5年度から実施したところです。

続きまして、33ページをご覧ください。施策5-3「ひとり親家庭の自立支援の推進」の体系コード5-3-7「ひとり親家庭休養ホーム事業」につきましては、令和4年度が突出しておりますが、こちらは、あらかわ遊園のリニューアルオープンがあったことで日帰り利用者が伸びたことが考えられます。

次のページ、34ページをご覧ください。施策5-4「特別な支援を必要とする子どもと若者の支援」です。体系コード5-4-1「留守番看護師の派遣」につきましては、医療的ケアの必要な重度心身障がい児のお子さんに対して、介護者に代わり看護を行う事業です。実利用者数、派遣人数も年々増えております。

ちょっと飛びまして、37ページをお開きください。基本目標6「困難を抱える若者とその家族への支援」の施策6-1「中途退学・若者無業者（ニート）・ひきこもり対策」です。体系コード6-1-1「わかもの就労サポートデスク」につきましては、令和5年度に利用者数が減少しておりますが、その要因として考えられるのが、若者が相談窓口に出向くことなく、スマホで相談できることになったことや、令和5年度はコロナ禍の影響が落ち着き、若者の雇用状況が上向きになったことなどが考えられます。また、ニート・ひきこもりが大きな社会問題になっている中、区ではひきこもり対策として、令和5年度からひきこもり当事者の方や元当事者の方がゆっくり過ごせることを目的といたしました居場所事業として、「ごろリンク」を開設しています。

38ページをご覧ください。施策の体系コード6-1-6「子ども・若者応援プロジェクト」では、コロナ禍で若者支援が喫緊の課題となり、区では、複雑化する若者の課題に対応すべく令和4年12月に電話やメール、チャットなどによる若者相談「わか」を開設しまして、令和5年度からはLINEからも相談につながるようになり、若者から様々な相談を受け付けております。

40ページ、施策6-3「若者の自殺予防」体系でいきますと6-3-3「自殺予防のための人材育成」では、区職員や関係機関の職員を対象に、ゲートキーパー研修を行い、身近な人のSOSのサインに気づき、関係機関につながる人材育成に取り組んでおります。

最後になりますが、41ページをお開きください。基本目標7「社会の一員として地域に貢献できる環境づくり」の施策7-1「ワーク・ライフ・バランスの推進」について、体系コードで7-1-1「女性の就労支援のための取組」において、女性のお仕事相談デスクの設置やキャリアアップ講座やセミナーを開催しています。

長くなりましたが、説明は以上です。よろしくお願いいたします。

佐藤会長

ありがとうございました。それでは、議事4は以上とさせていただきます。

続きまして、議事5「荒川区子ども・若者総合計画の策定状況」について、事務局よりご説明をお願いいたします。

本木子育て支援課長

計画の策定状況についてご説明いたします。

資料5-1「荒川区子ども・若者総合計画とは」をご覧ください。1のこども大綱につきましては、これまで国が別々に作成・推進してきました少子社会対策大綱、子ども・若者育成支援推進大綱、子どもの貧困対策に関する大綱、この3つの大綱を1つに束ね、全ての子どもが権利を保障されながら健やかに成長できるよう、社会全体で後押しすることを目的とする方針を定めたものです。

2の荒川区子ども・若者総合計画は、こども大綱で定めます(1)に記載の子ども・若者の最善の利益を図るための人格・個性の尊重と権利の保障をはじめとした6つの基本的方針を踏まえまして、計画の方向性を定めました。(2)本計画の方向性としたしましては、「子ども・若者の最善の利益を図るための子どもや若者の権利の尊重」、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援の拡充、「特別な配慮を必要とする子どもやその家族への支援の拡充」、「若者の社会参画・復帰の支援」、以上の4つの方向を定めました。

3の包含する計画ですが、子ども基本法に基づきます本計画につきましては、「市町村子ども計画」であるとともに、こちらに記載の計画を包含する総合的な計画とする予定としてございます。

裏面をご覧ください。「他の計画との関連」につきましては、「荒川区基本構想」等の本計画の上位計画と調和を保った計画とするとともに、区の関連する計画とも整合性ある計画として策定をする予定でございます。

以上を踏まえまして、5番の「基本理念」ですが、こちらに記載のとおり、『すべての子ども・若者が将来にわたって夢や希望にあふれる社会を目指し、自分らしくいきいきと暮らせるまち あらかわ』とさせていただきたいと思っております。

資料5-2といたしまして、現行の計画との体系の比較をお示しさせていただいております。現行の計画につきましては、先ほど資料4で実施状況をご説明いたしましたが、7つの基本目標の下、施策展開をしております。子ども・若者総合計画につきましては、先ほど本計画の方向性をご説明させていただきましたが、その方向性に沿った4つの基本目標を設定しています。それぞれの基本目標には、施策の方向性としての政策・施策がひもづいています。そして、参考といたしまして、第2期計画の概要版を今回添付させていただきました。

なお、荒川区子ども・若者総合計画でございますが、今ご説明させていただきました方

向性に則り、現在、計画の素案をまとめております。この素案がまとまりましたら、パブリックコメントの実施のご案内をさせていただきたいと思っております。

簡単ではございますが、計画の概要につきましては以上となります。どうぞよろしくお願いいいたします。

佐藤会長

ありがとうございました。それでは、議事5番は以上とさせていただきます。

本日の議事は5つありまして、全て終了いたしました。ここからご質問、ご意見などをいただく時間を取りたいと存じます。ご質問、ご意見がある方は挙手にてお願いいいたします。お名前を言ってご発言いただけますと助かります。

では、お願いいいたします。瀧原委員、よろしくお願いいいたします。

瀧原委員 委員の瀧原です。よろしくお願いいいたします。

議事3の荒川区子ども家庭総合センターの運用状況について。日頃よりいろいろとご支援いただき、本当にありがとうございます。自身の体験の中から大変恐縮ではあるのですが、私も何度かこちらに相談をしようかと思っていたことがありまして、ご連絡をさせていただいたんですが、平日仕事をしているもので、運営時間に相談ができないというのと、また、予約を取ろうとしたところ、かなり先の日程になってしまったことがありまして、相談が難しかったことがありました。数年前のことですので、今は少し改善されているかと思いますが、その辺りのことを教えていただければと思います。

佐藤会長 いかがでしょうか。では、よろしくお願いいいたします。

佐藤子ども家庭総合センター副所長

ご意見ありがとうございます。時間がある程度限られた中でのご相談ということになっており、確かにお仕事をしている方はなかなか日中ご相談に来られないかと思っております。ただ、直接我々のほうにご相談いただく場合もありますし、そのほか例えば189という、ご相談いただける電話番号をご提示させていただいて、時間外にもお問合せをいただける体制は整えております。ですので、もしそれが緊急な内容といった場合には、そのような窓口をご利用いただくとか、また、そちらで言づてをいただければ、我々のほうから改めてご連絡させていただくような対応を取っていただけらと思っております。

瀧原委員 分かりました。ありがとうございます。

佐藤会長 瀧原委員、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。では、よろしくお願いいいたします。

安部委員

資料4の21ページの体系コード3-2-6の「ゆいの森あらかわにおける一時預かり」という項目がありますが、これは乳幼児を一時預かるということなんでしょうけれども、親はどうしているのか。いるのかいないのか、あるいは預けたままなのか、その辺のことをちょっと教えてほしいと思います。

本木子育て支援課長

ゆいの森あらかわの一時預かりですが、対象といたしましては、ゆいの森にいらしているご家族となっています。お子さんを預けている間に、ゆいの森を見ていただいている、そういうご利用になっています。

佐藤会長 ありがとうございます。では、そのほか、いかがでしょうか。

長谷川委員 いつもお世話になっております。東京未来大学の長谷川です。

資料4、体系コード2 - 2 - 1、子どもの権利擁護ですが、実施状況として、令和5年度2件ということで、この数字だけを見ていると大変少ないような感じがしますが、でも、きっと内容は重いものなど、いろいろあるかと思うんです。どこまで皆さんの前でお話できるか分かりませんが、実際に子どもからの相談なのか、保護者からの相談なのか、あるいは内容的なものは子どもの権利を侵害しているようなことについての相談なのかというところ、ちょっと件数が少ないものですから、相談する側のほうにハードルが高いのかなというのが考えられるかなということで、そこをお聞きしたいのが1点目です。

本木子育て支援課長

今、ご質問いただきました体系コード2 - 2 - 1の相談件数の2の件ですけれども、こちらは児童相談所の一時保護所にお子さんの意見を聞く意見箱というものを設けておりまして、そこに投函されたものの件数となっております。これまでに寄せられた内容としては、「家族に会いたい」ですとか、一時保護所の生活で「欲しいものがある」ですとか、そのような内容でございました。

長谷川委員

そういう空間、環境の中でということですね。分かりました。

あと、様々な子育て支援とか、若者に対する支援にもスポットを当てていただいてやっていただけていることは非常にありがたいなと思っております。その中で資料の中の若者支援の6 - 3、若者の自殺予防で、6 - 3 - 3、ゲートキーパー研修を行っているということですが、対象は区職員や関係機関の職員を対象に命の門番ということで行われているということですが、具体的にはそういう専門家の方に来ていただいて研修をしているわけですね。その研修後、職員の方たちは、たくさんの方がゲートキーパー研修で学ぶと思うんですが、どのようにそれが生かされているのか。実際生かされている場面であるとか、これは多分役所の中だけの問題ではなくて、専門家のお力を借りるといって、NPOや、いろんな専門機関と連携して研修もやられていると思うんですが、具体的にどんな研修をされているのかということも含めて教えていただけるとありがたいと思います。

増田障害者福祉課長

まず研修ですが、様々な年によって違いますけれども、NPO団体の方ですとかそういった研究をされている方、専門センターの方、知見のある方に研修をしていただいています。

また、どう生かしているかといったご質問ですが、これまで職員だけでも延べ大体2,0

00名以上は受講しております。新人については悉皆研修になっておりますので、ほぼ全職員が受講する研修になっております。

生かし方としては、区民の方と関わる機会は、区の職員は当然に日々ございます。窓口ですとか、訪問したとき、様々な機会を捉えて、この研修の一つとして「気づく」というのがありますので、まずは気づくこと、そして、支えて、つなげるといったことを実践していくところを目標としております。実績はなかなか把握しづらいのですが、恐らく日々の業務の中で支援につながっているのではないかと考えておりますし、このような研修を継続的にやることで体制がどんどん充実していくものと考えております。

長谷川委員

ありがとうございました。区の職員の方たち全員が広くそういうところに対して気づくという、そういう感性であるとか感度を上げていくということが一番大事なことかなと思うのですが、区の皆さんは、一番区民の顔が見える、近い距離感のある行政の方たちだと思うんですね。とても大事なことだと思うし、例えば窓口業務の方が対応しているときに、その人の異変に気づいたり、ちょっとしたことで、そういう感度が上がったれば、1人の命が助かるかもしれないというような、そんな大きな狙いじゃないですけど、意識を持っていただいて、今後も回を積み重ねて、研修を深めていっていただけたらなと思います。ありがとうございました。

佐藤会長 ありがとうございました。そのほか、いかがでしょうか。

では、河野委員、お願いいたします。

河野委員 河野と申します。

私も資料4からで、昨日、資料を読ませてもらって、本当にすばらしいたくさんの方の施策があって、荒川区に住みながら把握できていないこととか、こういうすばらしい取組があったんだというのを感じながら見ていたんですけども、項目がすごくたくさんあって、似ているようなものもあって、これはどっちを使うんだろうなというようなところを感じました。例えば先ほどもありました2-2-1の「あらかわ子どもほっとらいん」というのが開設されたということで、これは去年の10月からということなので、約1年ぐらい使われているのだと思うんですけども、これに連絡をしてくる、そして、権利擁護相談、権利擁護相談というのは結構分かりづらいんじゃないかなと思うんですけども、その1つ前のページの2-1-7で荒川区子どもの悩み110番とかあって、子どもが虐待というか、自分の権利が侵害されていると感じるような何らかの事象が起きたときに、どちらを使ってもいいのかもしれないですけども、チャンネルが多くなり過ぎて逆に分かりづらくなるということは、いろんな組織で往々にしてあることなので、どういうふうなすみ分けでやられているのかなということをまず1点と、どういうふうにそれぞれの窓口を広報されているのか、周知されているのかというのを2点目に聞かせてください。

本木子育て支援課長

まず広報の件でございますが、昨年度、荒川区子どもの権利条例ができて、そういったことを踏まえまして、小学校、中学校を対象にリーフレットなども配ってございます。そういった中には、子どもの権利というのはどういうことだろうなどを考えていただくような内容の広報をしたりですとか、理念と併せまして、悩みを持っているお子さんに対して、お話いただきました子どもほっとらいん、いじめ110番、子どもの悩み110番、こういった相談窓口を列記させていただきまして、例えば子どもの権利に関わるものの相談があればこちらにご相談くださいですとか、そのお子さんの状況によって選択ができるような広報をさせていただいております。

河野委員 ありがとうございます。分かりました。

あと、4-2で先ほどご説明いただいた中にあった4-2-1の自然まるかじり体験塾というのがあって、これも20名程度ということで企画されているようですけれども、どういう形で広報をかけていらっしゃるのかとか、応募状況はどうなのか、その辺もちょっと教えていただけますか。

村上児童青少年課長

こちらはSNSですとか区報ですとかで呼びかけていまして、今年度につきましては、定員20名のところ、25名程度の応募がございました。当日1名欠席で19名の方にご参加いただきました。私も一緒に行ってまいりましたが、雄大な自然の中で稲刈りの体験を体験した子どもたちは、お米の大切さが分かったので、これからは一粒も残さないようにします、というような感想もいただきました。大変有意義なものなのではないかと感じております。

佐藤委員 河野委員、よろしいですか。では、そのほかございましたら、お願いいたします。

佐々木委員 佐々木です。よろしく願いいたします。

資料4なんですけども、こんなにたくさんいろいろ大変だなというか、ありがたいなと思いつつ聞いていたのと、うちの子は区境の幼稚園なんですけど、周りの区の子もたちが、本当に荒川区は子育てにすごい支援が厚いねといって、鼻高々になって、こんなものがあるんだよ、あんなものもあるんだよと言って、伝えると、えー、いいねと言われる感じで、本当に感謝しかない、いつも日々ありがとうございます。

先日も小学生の子どもたちが児童虐待の相談のリーフレットをもらってきて、もし相談を受けたら、こういう組織があって、こういうふうに対応していくよという表があって、これはすごく分かりやすくていいなと思いました。

あと、いつも見て思うのが、電話番号は載っているんですけど、電話のない子たちはどうやって相談するのだろう、学校にご意見箱みたいなものがあるのかなとか、学校の先生に相談するのも抵抗がある子たちは、公衆電話を使うのか、お金はどうするんだろうと

か、どうやって電話しようかなとか、すごく考えるのかなと思ったときに、電話のない子たちはどのようにしたらいいんだろうと漠然と考えまして、相談につながるまでにどういった方法があるのか、電話以外で相談できる何かがあったりするのかなと疑問に思いましたので、何かあれば教えていただければと思いました。

佐藤会長 では、事務局、お願いいたします。

杉山教育センター所長

電話がないお子さんに関するご相談ですけれども、基本的には各学校にスクールカウンセラーを週2回派遣しております、スクールカウンセラーに相談することが可能になっております。スクールカウンセラーもなるべく顔を分かってもらえるように、授業の中に入ったり、休み時間に一緒にお話をしたり、なるべく相談しやすいような体制を構築させていただいております。

佐藤会長 そのほか、いかがでしょうか。では、田島委員。

田島委員 田島と申します。よろしくお願いいたします。

同じく資料4の中の9ページ、1-2-11、親子ふれあい入浴事業、こちらは私の周りのお母さんたちの中でも、家族で入れるお風呂屋さんに行くという習慣が減ってきていると思うので、すごく貴重な時間だなと思っています。今、第3土曜日に決められていて、今月が最後だと思うんですけれども、行きたいけど、決まっている日にちなんで、その日にちを選べるような、行きやすいような日程、回数は制限があると思うんですけれども、選べるような日程調整をしていただけると、より入りに行きやすいのかなと思いましたので、お伝えだけさせていただきます。

本木子育て支援課長

今、第3土曜日に設定しておりますのが「あらかわ家族の日」になっていまして、それに合わせてふれあい入浴もやっています。今後、浴場組合の方との協議の際に、いただいたご意見を参考とさせていただきます。

田島委員 ありがとうございます。

もう一点よろしいですか。1-1-22の思春期保健教育というところで、でHIVの予防教育が中学生対象ということで、性教育ですとかHIVとか、保健教育というんですか、そういうものが、ほかの国と比べてはいけないかもしれないですけど、ちょっと遅いのかなというのは個人的に思っています。できる限り荒川区の保護者向けの講座ですとかそういうのに私も積極的に参加させていただいているんですけれども、こちらには中学生を対象にと書かれていますが、小学生の高学年とか、小学校では今現在されているのかどうか、お聞きしたいと思いました。

佐藤会長 では、事務局からお願いいたします。

下条指導室長

HIVやがん等については、学校のほうでは保健の授業の中で取り扱わせていただい

おります。ほかにも喫煙の危険とか感染症といった様々なものの中で総合的に指導してまいります。

おっしゃるように、諸外国と比べるというところはあると思いますが、発達段階に応じて、例えば体のつくり等々は小学校4年生ぐらいから入っていきます。そうしたところと関連づけながら、病気、感染症の予防というところをまずは基礎的な知識として小中学校で学んでいきますので、まずはそれを入り口として中学、高校、そして大学と進んでいくとご理解いただければ幸いです。

田島委員 ありがとうございます。以上です。

佐藤会長 ありがとうございます。では、そのほか、いかがでしょうか。

長谷川委員

4ページ、体系コードの1 - 1 - 13の「保育コンシェルジュの配置」では、どういふ方がコンシェルジュになられていますか。区の職員の方でしょうか。それとも特別に雇用というか、採用があるのでしょうか。

櫻井保育課長

保育コンシェルジュにつきましては、公立の園長を経験した区の職員が保育コンシェルジュとして従事しておりまして、保護者に対して、保育に関するご相談等にきめ細かく寄り添った対応をさせていただいております。

長谷川委員

すごい効果的というか、すごい相談がありますよね。だから、きっと迷われている方が訳が分からない方にはとてもいいご案内ができるんじゃないかなと思います。ありがとうございます。

佐藤会長 では、そのほか、いかがでしょうか。

では、せっかくこちらにご足労いただきましたので、ご発言のない委員によろしければ一言いただけましたら幸いです。

沼田委員 認証保育所代表の沼田と申します。

荒川区で子育てされているお母様方より、荒川区で子育てできてとても幸せですというお声ですとか、ほかの区に比べて荒川区は子育てとかいろいろな事業を行っているというのが結構広く、荒川区が一番いいみたいなお話をよく聞くので、いろいろな事業がお母様方に伝わっているのかなと思うんですけども、それ以上にこんなにたくさんあるということをもう少しアピールできるといいのかなと思っております。

日々保育していて、私ども認証保育所なので、空きがある場合のみ一時保育を行ったりしているんですけども、何か急なご用事とかで一時保育を使いたいというお母さん方に対して、区のほうで一時保育のお部屋と一時保育専門の保育士さんがいる一時保育施設がございますので、そちらのほうにお電話してみたいかというご案内をよくさせていただくんですけども、そのときに空いていないんですよというお困りの声等もある

ので、一時保育についてももう少し枠を広げられたらいいのかなと思いつつ、私どもも人手不足が年々厳しくなっていますので、そちらのほうも荒川区で保育士を増やすとか、プラス1の保育士を増やすとか、保育補助さんを増やすというような、一時保育の枠ももう少し広げられるといいのかなと思いました。ありがとうございました。

佐藤会長 では、一時保育のご説明をお願いいたします。

櫻井保育課長

いろいろとご周知にご協力いただき、どうもありがとうございます。一時保育の枠につきましては、確かに保護者のレスパイトなどの対応として非常に重要な取組だと我々も思っております。今後のニーズも踏まえながら、どういうことができるかも再度検討させていただきたく思います。ありがとうございます。

佐藤会長 では、加藤委員、よろしくをお願いいたします。

加藤委員 荒川区立保育園を代表して、東尾久保育園の加藤と申します。

私は、毎日保育園の子どもたちと関わっていて、子どもたちの笑顔を第一に、子どもたちが楽しく生き生きと過ごせるようにというのを考えながら日々過ごしております。最近悲しいニュースもいろいろ聞かれるので、保護者の方と密に連絡を取りながら、早期に発見して、悲しい思いをするような子どもが出ないようにということも私たち保育士、保育園の役割でもあるのかなと思っております。

私もこういう事業があることを知らなかったころもあるので、資料を頂いて目を通したんですけども、保育園に戻ってから、あと、園長会とかでもいろいろ発信して、先ほどすごくいいお声をいただいて、荒川区の保育園に預けてとてもいいですとお話をいただいたので、日々これからも精いっぱい努力してやっていきたいなと思っております。

佐藤会長 ありがとうございます。では、小西委員、よろしくをお願いいたします。

小西委員 私立保育園園長会の代表として、小西と申します。

資料4の施設の中で乳幼児健康診査とか子育てハッピー講座、それから予防接種、あと、口の健康づくりなど、健康に関することがいっぱい出ております。保育園に来る保護者の方は、とにかく毎日健康で子どもに来ていただきたい、そのためにはいろんな医療的な情報が欲しいということを切々と感じております。その中で、この間、インフルエンザの予防について、新たにできた点鼻のインフルエンザワクチンのニュースがなかなか入ってきませんでした。そして、点鼻のインフルエンザワクチンを受けられる医療機関がどこなのかというのを保健所にお聞きしましたが、お返事が1日ぐらいかかったんです。それで始まった日は何日からというのと、数日後なんです。そういう新しい情報をお母様たちは知りたいのだろうと思うのと、それから、保育園には今いろいろな病気の情報が入ってまいります。それを私は区からいただいた情報の紙を裏打ちして、自分の園の掲示板に貼るとか、この病気が今こんなふうにはやっていますよということをお知らせして、とにかく予防に努めていただくという努力はしておりますが、これだけの健診をやっていて、果たして

利用率が高いのでしょうかというところがちょっと疑問に思うところでございますが、それはお母さんが行かなきゃいけないんですから、行かないというのはあまり関心度が薄いのかなというのであれば、保育園で関心を持つように話しかけていくのが私たちの役割かなと思っております。その点でもし利用率だけお聞きできればかなと思っております。

佐藤会長 ありがとうございます。事務局からご説明いただけますか。

田久保健康推進課長

乳幼児健診の利用率、ほぼほぼ皆さん、法定で受けることになりますので、95%以上の乳児は受けております。

先ほどお話しいただきましたインフルエンザの点鼻ワクチンが、10月1日からのスタートが間に合わなかった理由としましては、製薬会社の都合によるものと、医療機関においても、点鼻ワクチンに関する情報がない中で手を挙げていただく医療機関が少なかったこともあり、こちらの対応も遅くなってしまいました。ご迷惑をおかけしまして、申し訳ありませんでした。

あと、感染症の情報につきましても、適宜保健所で感染状況を確認しております。引き続き周知啓発に努めてまいりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

小西委員 ありがとうございました。

佐藤会長 千田委員、よろしくお願いいたします。

千田委員 私立幼稚園等協会の代表として千田が参りました。

資料4の子ども・子育て支援計画事業の実施状況については、147件という膨大な件数を掲げていただいているということではありますが、私がこの中で見過ごしているのかもしれないませんが、1週間ほど前に全国の小学校、中学校で34万6,482人の不登校児が2023年度の文部科学省の統計として発表されています。そのことで不登校児に対してのサポートがこの147件の中で入っていたのか、ちょっと私は発見できませんでしたけど、荒川区には24の小学校と12の中学校がある中で不登校の児童も多くおられると思います。そのようなものについてどのような対応をしているのかということと、また、幼稚園でも不登園、幼稚園に行きたくないとかいうお子さんもまだこの時期でもいらっしゃいます。そんな子どもを幼稚園バスに乗せて幼稚園に連れていきますけども、幼稚園バスに乗ってしまえば、もうケロッとして全然泣いていないんですけども、親から離れるときにそのような症状が出るというようなことであります。

小学校、中学校において、荒川区では、お話ししていただける範囲で結構ですので、そのような対応についてお聞かせいただければと思います。

佐藤会長 では、事務局よりご説明をよろしくお願いいたします。

杉山教育センター所長

国、都で不登校の数が多くなっているということで、今回、荒川区の不登校児童・生徒も昨年度よりは多くなっています。対応といたしましては、まず本年度から各学校に登校

サポートルームというものをつくりまして、保健室や空き教室を利用して、教室に入れな  
いお子さんの見守りをする登校サポートスタッフを全校に配置させていただきました。

それから、学校になかなか通えないというお子さんにつきましては、オンライン授業を  
配信し、自宅にて学校で行っている授業を受けていただいております。また、適応指導教  
室「みらい」というのが教育センターの中にありますので、そこに通うことも可能である  
とか、どうしても学校に行くのは難しいということであれば、フリースクール、フリース  
ペース等の都内の居場所に通っていただいて、保護者に対して月額2万円の補助を今年度  
からスタートさせていただきました。

いずれにせよ、登校の子どもたちが社会的自立を目指すような形で様々な対策を取らせ  
ていただいております。

佐藤会長 ありがとうございます。千田委員、よろしいでしょうか。

佐藤会長 では、続きまして、荒原委員、よろしいでしょうか。

荒原委員 公募委員の荒原と申します。よろしく申し上げます。

要望等は特にありません。学級崩壊につきまして、45分の授業のうち10分ぐらいし  
か授業ができないという状況が1学期から続いているという話があります。2クラスあっ  
て、2クラスともほぼそういう状況らしく、クラス替えを希望しても、学校は「しない」  
ということで、ソーシャルワーカーさんも足りていない、不登校サポートルームも足りて  
いない、発達に課題がある子が行くようなところも埋まっているので、空くまで行けない  
と言われているお子さんがいると聞いていて、授業で座っていられないとか、家庭の事情  
でとか、いろいろそれぞれの理由があって、理由は1つじゃないというのもまた困ってし  
まうんですけども、基本的なことがすごく気になっていて、例えば去年までは大きい声  
で「おはよう」と言ったら、「おはよう」と返してくれた子が、眠そうだったり、遅刻し  
そうだから不機嫌だったり、どこが問題か分からないんですけども、少ししかない公  
立中学校のクオリティというか、公立の中学校もいいんじゃないかなと思えるような中学校があ  
れば、と思っているのが1点と、それから、さっきどこかでネットのルールを、モラル推  
進みたいなものも体系コードでありましたけど、これも家庭によってルールがばらばらで、  
見ていると、Pay Payで1万円ぐらい持って遊んでいたりますから、そうすると、  
おごり、おごられ、みたいな関係性も出てきてしまったりして、それこそ、さっき外国と  
比べてはという話もありましたけど、オーストラリアでは16歳まではSNSは禁止みた  
いな強い法とかも出していますから、荒川区は子育てしやすいよねという区にしていくの  
であれば、公立の中学校がすばらしいとか、ネット環境とかに関しても区で一丸となって  
子どもの安全を守るうとしているとか、そういうふうになったらいいなと思いますし、一  
番は、私がこういう問題を抱えていることを、PTAがなくなっちゃいまして、PTAに  
ご相談ができないという状況で、親御さんたちがPTAは面倒くさいからやりたくない  
というので、今年からなくなってしまって、学校が学級崩壊しているのを見回りに行くのも

有志みたいな感じになっちゃって、問題意識がある人とない人の格差みたいなものがどんどん広がっていて、寺子屋の子と子ども食堂の子と使うべき子どもたちに情報が本当に行き渡っているのかが分からない。その子たちが公園でP a y P a yを持って買い食いしてこの様子を見ていても、子ども食堂に行っているというのは特に聞いたことがないみたいなの。なので、何とか子ども食堂の情報等が周知されるといいなと思っています。

佐藤会長 ありがとうございます。学級崩壊、モラル、ネットのコンテンツなどの幾つかご指摘いただきました。事務局からよろしく申し上げます。

下条指導室長

今、お話をいただきまして、私どももそういった実態があるのであれば、教育委員会でも結構ですし、現場の校長等にぜひ早めに相談していただき、学校、それから保護者の皆様、教育委員会が一体となって対応に当たってまいりたいと考えておりますので、ぜひまずはお声をお聞かせいただきたいところをお願いさせていただきます。

また、ご家庭との連携、特に今お話がありました、うちに帰ってからネットとかスマホといったところがあります。私どもも啓発資料等を作りながら、教員とともに、しっかりとルールを守って、家庭と学校とでルールをつくってやりましょうということは常にお話もしているのですが、なかなかそれが難しいという実態を今、しっかりお声として受け止めさせていただきました。来年度からは子どもたちが使っているタブレットPCが更新になります。新しいタイミングもございますので、そうしたタイミングをつかみながら、子どもたちに改めて、ネットだけではなく、ICT機器を使うためのルール、どんなふうにしたらいいのか、それから、他人に迷惑をかけないようにするにはどうしたらいいかと、そういった基礎的なルールをしっかりと指導していく機会を考えてまいります。

いずれにしても、ご家庭の声というか、学校にとって大変参考になりますし、改善のきっかけになるものでございます。お困りの場合はぜひ早めに学校、また、教育委員会、私どものほうにお聞かせいただければと考えております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

佐藤会長 荒原委員、よろしいでしょうか。では、吉澤委員、お願いいたします。

吉澤委員 荒川区立小学校PTA連合会の代表であります吉澤と申します。

今回、会に参加させていただいて、私も、資料4の様々な事業をされているのだなというのを勉強不足で知らないところもありました。中には知らないうちに利用させていただいているものなどあって、本当にいろんなことをやっておられているなというのが分かりました。ほかの方も言われていたんですけども、この辺をもっと周知させることができれば、もっと利用される方も増えてくるんじゃないかなと思っています。

本日はありがとうございました。

佐藤会長 ご発言いただきまして、ありがとうございます。

では、猪瀬委員、よろしくお願いいたします。

猪瀬委員 小学校長会を代表して参加させていただいています猪瀬でございます。私からは、感謝1点と期待すること1点と2つお話させていただきたいと思います。

支援が必要な子どもへの支援ということで、荒川区のほうから支援員等、複数の配置をしていただいて、学校としては本当に助かっております。また、先ほどセンター長からのお話がありましたけれども、不登校児童に対するサポートスタッフも今年度から配置していただきました。早速今日も不登校傾向児童の家まで2度行ってもらいました。一度目はもうちょっとしたら登校できるということでしたので、学校に戻りました。再び、給食前に行ってもらい、一緒に登校できました。教員だけではなかなか手が足りないものですから、サポートスタッフを配置していただいて本当に助かっております。

もう1点は、若者の居場所の充実ということです。資料4「第2期荒川区子ども・子育て支援計画事業の実施状況について」の38ページ、6-1-7「若者の居場所事業の検討」を見ますと、この5年間ずっと「検討」となっています。資料5-2「荒川区子ども・若者総合計画」の4- - では、「若者の居場所の充実」が掲げてあります。小学校から不登校傾向の子がそのままひきこもりになるということも多々考えられますので、居場所づくりは重要だと捉えています。江戸川区では駄菓子屋の居場所づくりを行っていて、新聞やラジオで取り上げられていて、なかなか面白い取組だなと思っています。荒川区も荒川区ならではの若者の居場所づくりを考えていただけることを期待しています。

佐藤会長 ありがとうございます。では、塩尻委員、よろしく願いいたします。

塩尻委員 中学校長会を代表して来ています第四中学校の校長の塩尻でございます。本日はありがとうございます。

私からも、今の中学校での現状を少しお話ししたいと思うんですけども、各中学校に配置していただいていますスクールソーシャルワーカー等を活用いたしまして、子どもたちにとって中学校というのは、大人へ大きく変わる3年間のうちの1つです。今まで保護者に見守られていてというよりも、保護者と関係が近づいて、対立したり協力し合いながらというところが子どもたちの中で大きく変わってくる時期でもあります。子どもと大人の関係ですね。その中で、スクールソーシャルワーカー等を活用して、子ども家庭総合センターであるとか、フリースペースなど様々な機関と連携を図って、子どもの成長を見守っているところです。

今年度から教育センターで配置していただいている登校サポートスタッフの方にもお迎えに行ってもらって、元気に学校に通ってこられる生徒も出てきております。子どもは「自分は今何をすべきなのか。」というのを実際に自分で考えて成長してきている時期ですので、そのサポートをいろんな機関にお願いできて、中学校については、いろんな手段が増えていると大変助かっています。その中で学校としては、子どもたちが自分で考えて、今、すべき行動は何か正しいのかということを中心に取り組んでいます。ですので、例えば先ほど公立中学校にという耳が痛いお話だったんですけども、授業においては、今、

どういう場面なのか、自分で考えて、自分の行動を俯瞰してみて、何の行動が正しいのかと今、指導させてもらっています。それを繰り返すことで、中学3年生になってくると自分が今、すべき行動というのがだんだん理解できていることが実感して分かっているところです。

こうやって安心して教育活動を送れているのも、関係機関と連携がしっかりとできているからだと思っておりますので、本当に私は感謝しかございません。今日はどうもありがとうございました。

佐藤会長 ありがとうございます。では、北川委員、よろしくお願いいいたします。

北川委員

いつもながら貴重なご意見をたくさんいただきまして、ありがとうございました。

今日いただいた中でも、皆さんの質問が資料4に主に集まってきたかなと思うんですけども、実際これだけ施策をやっているということについては、正直私も全部分かっていません。皆さん、勉強不足なんて謙遜されていましたが、これだけたくさんやっていると。どうも荒川区は他区と比べて子育て支援が遅れているんじゃないかとおっしゃっている方もいらっしゃるようなので、ぜひとも皆様方におかれましては、荒川区も一生懸命やっているぞということを部課長の名誉にかけておっしゃっていただければ、とてもありがたいと思っております。

そんな中で、1つ大事になってきますのが、これだけたくさん事業があるということとを区民の方、とりわけ保護者、子どもさんにおいて知らなかったとか分からなかったということがあっては困るなということは大事かと思えます。ですので、知らなかったというのは本当に難しいです。いろんなところにチラシを置いたりとかSNSとかホームページとか区報とかいろいろやっているんですけども、それでも十分に伝わらないということになってきますので、今日も事業者の方がいらしていますし、保護者の方、PTAの方、いろんな方がいらっしゃいますけれども、そういった方の直接口コミというのは結構大事なんですよね。そういうことにぜひともご協力いただければということで、お帰りになりましたら、お友達も含めてお知らせいただければと思います。

それから、もう一つ、これは役所の悪いところなんですけれども、難しい言葉を使い過ぎるんですよね。ですので、子どもたちに分かりやすい、こういうようなことも含めて、保護者の方も一目で分かる、そういうような形でのPRというのに努めていかなければいけないと思っております。

したがって、そういう中でSNSとかやっていくんですが、あともう一つ言わなくちゃいけないと思ったのは、似ている事業があるじゃないかというご指摘がありましたね。それはそのとおりだと思います。私としては、似ている事業とか類似していても若干かぶっていても、それはそれでいいんじゃないかと思うんです。というのは、どこのドアから入っても、どこかにつながっていると。皆さんがそれで助けられるということになれば、

入り口はたくさんあったほうが私はよろしいかと思しますので、若干似ていても、それはお許しいただきたいと思っています。

それから、2つ目の話です。2つ目は、子どもの権利擁護とゲートキーパー研修の話がありましたけれども、これはまさに区として最重要課題であると受け止めております。具体的に申し上げますと、子どもさんの権利擁護2件というお話でしたけれども、これもそういうルートが新たにできたので把握することができたということがあります。ですので、これからも権利を守っていく、ましてや命を失ってしまう自殺という最悪の方向を防ぐという意味でも、どんどん広げていかなくちゃいけないので、これは力を入れるべきだと思っております。

それから、3つ目なんですけど、これが正直一番難しいところであります。それはマンパワーとか体制の問題です。これについては、最初にありましたけれども、子ども家庭総合センターの平日の相談ですとかそういったご意見をいただきました。あとはふれあい入浴でも日にちを選べるようにしたほうがいいたろうとか、あとは一時保育の部分、もっと一時保育の枠が広がったらいいなと、これも正直申し上げますと、保育士さんの人手不足が非常に顕著なんです。そういう中であって、なかなかやろうと思ってもできないということがあります。

あとは学級崩壊のサポートが足りないとか、支援の必要な方については、学校のほうからは支援員を配置できたとか、不登校のサポートスタッフが配置できたということでお話をいただきましたけれども、これも正直申し上げますと、いい人を確保するというのは本当に難しいんですよ。いい人じゃなかったら、頭数だけそろってればいいというものじゃないじゃないですか。それを考えたときには、いい人でかつしっかり責任感を持ってやっていただけて、このお給料でやっていただける方を確保するということについては、なかなか簡単なことではありませんので、これからも区役所としても、そういったスタッフの確保、人員の確保みたいなものはとても難しいことでもありますけども、これは全力で取り組まなくちゃいけないだろうと思います。ただ、人手不足の中でいい人を探すのは難しいということについてはご理解いただければと思います。

それから、4つ目は、時代が変わってしまったということについてどう受け止めるかということかと思えます。先ほどの思春期の教育については、小学生についても、そういうのはおっしゃるとおりかなと思います。

具体的に申し上げますと、例えばそういったものの犯罪を含めて被害に遭うのが、小学校高学年も含めてどんどん広がってくるおそれがあるというか、現にあるかもしれないということがあります。そういうことについての対策を考える場合には、きちり知識を持ってもらうと。SNSでも変なところに引っかからないとか、そういうことというのはすごく大事なことだと思います。

併せまして、不登校の問題です。不登校の問題については、ともかくはってでも学校に

行きなさいということが昭和の時代であったと思いますけれども、そういうこともなかなか困難であると、価値観も変わってきているという中にあるには、教育委員会においても、居場所とかそういったものについても一定のフォローをすることが必要になってきた、そういう時代になっているということはあると思います。ですので、フリースペースだとかそういったものも含めて、我々としても、これまでの昭和の常識じゃない新たな認識と価値観というものも受け止めていかなくちゃいけない時代だろうと思っています。ですので、これは区役所だけがそう思っているといけないと思いますので、ぜひ保護者の方も教員の先生方も事業者の皆様方も、そういう中にある何ができるかということを考えていただくと、荒川区がより子育てしやすいまちになるんじゃないかなと思っていますので、ぜひともご協力いただければと思います。

以上、いろいろ申し上げましたけども、いつもどおり本当に貴重なご意見をたくさん頂戴いたしまして、私ども、本当に勉強になります。どうぞこれからもよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

佐藤会長 ありがとうございました。

それでは、お時間となりました。今日は資料4の147の事業の理解がこの会議を通して深まって、周知していくきっかけにもなったのではないかと思います。これは皆様方がご参加くださって、ご発言くださったことによって理解が深まり、周知のきっかけとなったと思ひまして、とても感謝しております。

今日のお話に出てきた子どもの意見表明権というのが子ども基本法で保障しなければいけないということになって、子どもの声を聞くということが求められておりまして、それはとても重要であり、また、とても難しい課題かと思うんですけども、それも含めまして、議事の5番目で荒川区子ども・若者総合計画という新しい計画が策定されております。少しでも改善していただきまして、またこちらの会議で検討させていただければと思っております。

では、最後になります。事務局より事務連絡をお願いいたします。

小堀子ども家庭部長

本日はどうもありがとうございました。次回は3月になろうかと思いますが、第3回の日程調整をさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。本当に貴重なご意見、ありがとうございました。

佐藤会長

では、これもちまして、令和6年度第2回荒川区子ども・子育て会議を終了させていただきます。お忙しい中、本当にありがとうございました。